

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 号
件 名	私立高校生が学費を心配せず学べるように，学費軽減助成と経常費助成の増額，拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>昨年より国の高校無償化施策によって公立高校の授業料が無償となり，私立高校生には約12万円～24万円の就学支援金が支給されることになりました。この制度によって，私立高校生の保護者の学費負担はこれまでよりは軽減されることになりました。しかし，公立が無償となった一方で，新潟県では私立高校生には約17万円～40万円の学費（初年度納入金）負担が残されたままとなっており，公私間の学費格差は一層鮮明になりました。また，私立高校の専任教員数を見ても公立の8割にとどまっており，教育条件においても公私間の格差が生じています。</p> <p>このように，学費と教育条件において公私間の格差が生じているのは，私立高校への国，県からの公費が公立の4割にとどまっているからです。私立高校も公立高校と同様に公教育であり，県内高校教育の重要な一翼を担っています。それにもかかわらず，私立高校への公費が少ないのは，憲法や教育基本法でうたわれている「教育の機会均等」「私立学校教育の振興」からも憂慮すべき状況と言わなければなりません。</p> <p>貴議会におかれましては，私立高校が建学の精神に立脚し，独自の伝統と特色ある教育を展開しながら県内高校教育の重要な一翼を担い活動していることを十分御理解の上，地方自治法第99条の規定により，「私立高校生が学費を心配せず学べるように，学費軽減助成と経常費助成の増額，拡充を求める意見書」を採択され，あわせて関係機関に意見書の送付を行うようお願いいたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 8 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 23 年 8 月 30 日 第 2 5 5 号